

# 学 位 論 文 要 旨

社会福祉学研究科博士後期課程

学籍番号 2262010001氏 名 高松 誠指導教員名 三上 邦彦

## 1 題目

ドクター・バーナードホームの児童養護実践と英国 1891 年児童監護法の成立  
-1880 年代後半の裁判事例を中心として-

Dr.Barnardo's Home's child care and legislation of the Custody of Children Act1891  
-Some case studies of late 1880's trial to Dr.Barnardo -

## 2 要旨

本研究においては、19 世紀後半、英国の子どものための博愛慈善団体ドクター・バーナードホームが 1880 年代後半から 1890 年代前半にかけて経験した、虐待の疑いで施設入所した児童の施設における監護権をめぐる裁判闘争の経過を、児童養護実践史の観点から、バーナードホームに関する一次史料を中心として用いながら、子どもの福祉に関する歴史的研究を行った。そして、バーナードホームが経験した一連の裁判がきっかけとなり成立することとなった 1891 年児童監護法について言及し、各条項の内容を明らかにするとともに、英国初の総合的な児童法である 1908 年児童法との関連についても補足した。更に、本研究で扱った 19 世紀後半におけるバーナードホームの子どもの福祉に関する実践が、20 世紀に入り成立していく子どもに関する社会福祉法制と、子どもの権利擁護の萌芽的实践と言う意味において関連している点を指摘した。

序章で本研究の対象・目的・方法について触れた後、第 1 章においては、バーナードホームにおける児童養護実践の全体像をバーナードホームに関する一次史料から明らかにした。主に第 1 章では、バーナードホームの年次報告書の内容から、その施設実践内容等について言及した。第 2 章では本研究で対象とする裁判事例についての考察を行い、各裁判事例が背景として有していた子どもの親権の問題やキリスト教の宗派間の対立問題にも触れた。第 3 章および第 4 章では上記の裁判と法制度の確立に関して、1891 年児童監護法と英国初の総合的な児童法である 1908 年児童法との関連条項について考察を行い、終章において本研究の結論を述べた。

バーナードホームは 1880 年代後半から 1890 年代前半にかけて、院児の返還を求める 3 人の母親からの人身保護礼状を施設創設者バーナードが受け、院児の返還を拒否したことで裁判へと発展した。3つの裁判事例（マーサ・タイケース／ジョン・ロディケース／ハリー・ゴセージ

学籍番号	2 2 6 2 0 1 0 0 0 1	氏 名	高松 誠
<p>ケース) はいずれも、児童虐待の疑いがある母が、子の返還を求めたものであった。バーナードが、院児の返還を拒否したのは、再び母親からの虐待を被る恐れがあるためであったが、英国のコモンロー（慣習法）の伝統において、親権の強さが際立っていた当時の法制度の下で、バーナードは院児を虐待の疑いにある親に返還しなければならないという命令を裁判所から受けることとなる。バーナードは、裁判において、院児が過ごした家庭環境の劣悪さや虐待の危険性から、子の返還に応じなかった。しかし裁判所は、子どもの監護権は親権者である母親にあり、裁判所は子どもの監護権に関して、返還を拒否する命令を下すことはできないとした。これによりバーナードは3つの裁判すべてに敗訴となった（1893年まで上告は継続）。</p> <p>また、一連の裁判には、虐待の疑いのある母親の背後に、子どものキリスト教における宗派めぐる対立が存在していた。3人の院児は、母親がカトリックの信仰を持っており、返還の条件としてカトリックの施設へと転院させるということも条件に含まれていた。このような宗教上の問題が、裁判を一層複雑なものとする要因にもなっていた。</p> <p>結果として裁判は3事例とも、子どもの監護権は親権者である母親（3者とも父親は死亡または離婚）にあり、裁判所は子どもの監護権に関して、実親に対して要求を拒否する命令を下すことはできないとした。裁判はバーナードの敗訴となったが、裁判所は、バーナードホームが行方不明となっている院児の捜索を十分に行ったと後に評価し（当該の院児の発見はできず）、バーナードは博愛慈善施設運営者としての名誉を最終的には回復した。裁判の一审や控訴審を通じて、バーナードは、機関紙 <i>Night &amp; Day</i> など、自身の裁判における正当性を主張し、親の親権を理由に、子どもを虐待の疑いのある親元に返還することの不当さを世論に訴えた。バーナードが3つの裁判に敗訴してゆく中で、バーナードおよび彼の福音主義キリスト教の同士や支援者たち、特に政界に関わる人々は、子どもの施設における監護権、親権を拒否できる権限を命令できる法的根拠が裁判所にはないという点を憂慮し、法制化の動きに乗り出した。これが児童監護法案（<i>Custody of Children Bill</i>）である。しかし、児童監護法案は、子どもの親権における親の権力の強大さという観点から時期尚早と見なされ、いったん廃案となってしまった。その後、一連の裁判の中で世論の関心を引いたハリー・ゴセージケースの敗訴により、事態は変化を見せることとなる。バーナードの支援者で貴族院大法官のロバート・アンダーソン（<i>Robert Anderson</i>）が「議会制定法による公平性」（<i>Morality by Act of Parliament</i>）と題する論説を公にした。この中でアンダーソンは、議会制定法が法律の矛盾や問題点を刷新してゆくことの重要性を述べ、この論説の影響および世論の反応により、廃案となった児童監護法案は再度審議を開始することとなった。2回目の審議を経て、施設における子どもの監護権に関し裁判所が一定の命令を下す権限を認めた1891年児童監護法が制定されることとなった。同法はわずか6条からなる制定法ではあったが、子どものための博愛慈善事業施設における施設における</p>			

学籍番号	2262010001	氏名	高松 誠
<p>監護権を保証する道が同法の制定により開かれた。このように、1880年代後半からのバーナードホームにおける院児の施設における監護権をめぐる3つの裁判事例は、法制度の変革を生み出し、博愛慈善団体が運営する子どものための施設が、親権の代行者としての権限を有する可能性を切り拓いていったのである。</p> <p>第3章では、バーナードホームの実践が法制度の成立に与えた影響を、1891年児童監護法の条文と裁判の関連から考察し、その条文内容が一連の裁判において問題となった諸要件が反映されていることを明らかにした。そして、福祉実践における何らかの生活問題を法律の制定という形で乗り越え、そうした一つ一つの法律の積み重ねが、総合的な法制度へとつながっていくというプロセスをバーナードホームの実践の中に見出すことが出来た。この点について第4章では、1891年児童法が、英国初の総合的な児童法である1908年児童法の関連法として位置づけられている点に着目し、両者の、施設における子どもの監護権に関する条文の共通点を補足的に考察した。それらの考察から、1891年児童監護法と1908年児童法には、子どもの施設から親への子の返還が求められた場合に、親側に問題がある場合は、親権に優先して「子の利益」を尊重した命令を裁判所が一定の条件付きで下すことができるという法的権限が認められているという点を確認することができた。</p> <p>以上の考察から本研究では、バーナードホーム院児の、施設における監護権を巡る裁判闘争が、子どもの権利擁護に根差した実践であり、子どもの権利を守るための闘いだったと理解した。このような実践こそが「子どもの福祉」の進展を生み出すと本研究では考え、そうした児童養護実践史上の出来事の一つとして、本研究における一連の裁判事例を位置づけた。</p> <p>児童養護実践における子どもの権利擁護の実現をバーナードホームが直面した裁判事例から捉えなおした時に、バーナードホームが、当時の時代的な制約や問題点はあるものの、子どもの安全や幸せといった子どもとして受けるべき当然の権利を念頭に置きながら施設運営を考えていた側面が伺える。試行錯誤があり、多くの失敗や気づきも重ねていく中で、バーナードホームが示してきた実践は、時代を超えて、現代の社会的養護を担う施設においても、再考すべき、注目すべき実践であるように思われる。そして、本研究で取り上げたバーナードホーム院児の監護権をめぐる3つの裁判事例は、子どもが当然受けるべき権利を何らかの形で受けられない状態にある時に、その権利が守られていない状態に異を唱え、その子どもの受けるべき権利を擁護しようとする歴史上の児童養護実践の一つだったのであり、その実践が、1891年児童監護法の成立を促し、1908年児童法との関連という形で断絶せずに受け継がれているという点を本研究では明らかにすることができた。</p>			